昭和57年1月20日 600号

千代田区のおしらせ

東京都千代田区役所（九段南一丁目6番11号）電話（264）0151（大代表）郵便番号102

創刊600号

千代田区の広報紙「区のおしらせ」が、本号で600号を迎えました。

昭和28年７月に創刊してから、早いもので、もう28年近くが経過しています。

これからも、より区民のみなさんに親しまれる紙面づくりを目ざしていきますので、今後とも、よろしくお願いいたします。

あなたも区政モニターになってみませんか

第8期 区政モニターを募集

20歳以上の区民ならどなたでも

区では、区民のみなさんの意見、要望、あるいは提案などを区政に反映させるために行っている広聴活動の一つとして、「区政モニター制度」を取入れています。

現在、第七期区政モニターのみなさんが活動していますが、ことしの三月で、その任期が終ります。そこで、第八期目のモニターを募集します。

任期は、ことしの四月から来年の三月までの一年間です。

あなたもモニターになってみませんか。ふるって応募してください。

＊

広聴活動には、区長が電話で直接みなさんの声を聴く「ハイ！区長です」をはじめ、「区政懇談会」、「世論調査」、「区民相談」などがあり、この「区政モニター制度」もその一つです。

区政モニター制度は、区が行っている仕事について、年齢、性別、職業などいろいろな立場や地域のみなさんから、率直な意見や、要望、提案などをお聴きするものです。

そして、モニターから寄せられたさまざまな意見や要望などを、区政をすすめるうえでの参考にしていきます。

●区政モニターの活動

区政モニターの方には、つぎのような活動をしていただきます。

・区政に関するアンケートへの回答（六回程度）

・区政の問題点やあるべき姿について、職員をまじえて意見交換をする「モニター研究会」への出席（五回程度）

・区の施設を実際に訪ねて、施設のあり方などについて考える「区立施設見学会」への参加

・区政に対する意見や気がついたこと、地域の問題点などを報告していただく「随時報告」の提出

●募集要領

募集人員　三十名

応募資格　区内に一年以上住んでいる二十歳以上のひと（公務員を除く）

任期　昭和五十七年四月一日から五十八年三月三十一日まで（一年）

謝礼　一万二千円

応募方法　官製ハガキの表に、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を記入し、裏には応募の動機を簡単に書いて申込んでください。

申込期間　二月一日(月)から二十八日(日)まで（当日消印有効）

選考・採用　応募の動機、地域、年齢、性別、職業などを参考にして選考し、三月中旬にその結果をお知らせします。

申込み・問合せ　〒102千代田区九段南一－六－十一千代田区役所企画部広報課

国民健康保険

4月から保険料などが変ります

ことしの四月から、国民健康保険の保険料などが変ります。

これは、昨年十一月に区の国民健康保険条例が改正されたことに伴うもので、昭和五十七年度から、保険料の所得割の算定基礎となる住民税が、「前年度住民税」から「当該年度住民税」に変更され、また、保険料の均等割、所得割額、最高限度額も変ります。

四月から変る保険料など

四月から、つぎのように変ります。

均等割額＝一人当り年額八千四百円が九千円に

所得割額＝前年度住民税額の一・一八倍が当該年度住民税の一・〇七倍に

一世帯当りの最高限度額＝年間二十四万円が二十六万円に

保険料の算定方法が変ります

昭和五十七年度の保険料の算定方法が変ります。

いままでは、二年前の所得によって保険料が計算されていたため、被保険者が所得を得た年度と保険料を納める年度とに、二年間のへだたりがありました。

このため、納める時にかなりの負担が生じるなど、みなさんからの不満の声も強く、改正の必要性があり、昭和五十七年度からは、「前年所得（当該年度住民税）」を保険料の算定基礎として、保険料を決定することになりました。

問合せ　国民健康保険課保険管理係

【保険料の算定方法】

①4月～6月分＝当該年度の住民税が確定するまでの算定方法

$$月額保険料＝\left(前年度住民税\times\frac{107}{100}+\underset{均等割額}{9,000円}\times被保険者数\right)\div 12$$

②7月～翌年3月分＝当該年度の住民税が確定した後の算定方法

$$月額保険料＝\left\{\left(当該年度住民税\times\frac{107}{100}+\underset{均等割額}{9,000円}\times被保険者数\right)-\left(\begin{array}{l}上記①により算出した\\4月～6月までの保険料額\end{array}\right)\right\}\div 9$$

※1）4月～6月までの保険料に過不足があった場合は、7月以降の保険料に、月額均等に分けて調整します。

※2）当該年度の住民税が確定する前に国民健康保険の資格喪失（転出・社会保険加入等）された方については、当該年度の住民税が確定した後に、保険料を再計算した後、保険料の還付または追加徴収を行うことがあります。

転出証明書の交付手数料が廃止されました

食糧管理法の一部改正に伴い、一月十五日から、転出証明書の交付手数料が廃止されました。

くわしいことは、各出張所に問合せてください。

区長にひとこと電話でどうぞ

「ハイ！区長です」

☎264－0151

毎月1日と15日

午前10時～11時30分

こどものための諸手当

外国人の方も申請ができます

こどものための手当には、三人以上のこどものいる家庭への児童手当、心身に障害のあるこどものいる家庭への障害手当・特別児童扶養手当、父や母がいない家庭への育成手当・児童扶養手当といった種類があります。

これらの手当の対象や手当額は、表のとおりです。

なお、それぞれの手当には、所得制限があり、また、申請に必要な書類も違います。

	種類	対象	手当額（月額）
3人以上こどもがいるとき	児童手当	18歳未満のこどもを3人以上扶養し、3人目以降のこどもが義務教育終了前のとき	3人目以降 1人につき 5,000円 住民税所得割非課税世帯のみ　7,000円
心身に障害のあるこどもに	障害手当	20歳未満の心身障害者で ・愛の手帳1～3度程度のとき ・身体障害者手帳1～2級程度のとき ・脳性まひ進行性筋萎縮症のとき	1人につき 8,000円
	特別児童扶養手当	20歳未満の心身障害者で ・愛の手帳1～3度程度のとき ・身体障害者手帳1～3級程度のとき（一部4級も含む）	1人につき 重度36,000円 中度24,000円
父または母がいないこどもに	育成手当	義務教育終了前の児童で ・父か母が死亡・生死不明または離婚などでいないとき ・父か母が重度の障害者のとき	1人につき 6,000円
父がいないこどもに	児童扶養手当	18歳未満（心身に中度以上の障害があるときは20歳未満）で ・離婚・死亡などで父がいないとき ・父が重度の障害者のとき	1人のとき31,200円 2人のとき36,200円 3人目以降1人増すごとに 2,000円加算

外国人の方も申請できるようになりました

また、千代田区に外国人登録があり、長期滞在し生活している方にも、障害手当や育成手当のほかに、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の申請もできるようになりました。

問合せ　厚生部管理課児童係

▲確定申告の説明会

税金の申告時期が近づきました。

区では、税務署、都税事務所、税理士会、青色申告会の協力で、所得税、特別区民税・都民税、個人事業税の申告書の書き方などについての説明会を行います。

なお、当日会場では、相続税、贈与税についての相談にも応じます。

とき・ところ

・二月二日(火)　神保町区民会館
・二月三日(水)　神田公園区民会館
・二月四日(木)　万世橋区民会館

▲給与支払報告書・法定調書の提出は2月1日(月)までに

昭和五十六年中に、給与や報酬などの支払いをした事業主の方は、支払調書の合計表と法定調書を、所轄の税務署に提出してください。

給与支払報告書は、昭和五十七年一月一日現在、受給者の居住している区市町村に提出してください。

提出期限は二月一日(月)です。

記載方法などくわしいことは、つぎのところに問合せてください。

給与支払報告書のことは

区役所税務課課税第一係

支払調書のことは

麹町税務署資料部門
☎294―四五五一

神田税務署資料部門
☎294―四八一一

ひとりぐらしや老人世帯の方に畳替えをします

区内在住の六十五歳以上で、ひとりぐらしの方か老人世帯の方、あるいは、六十歳以上のひとりぐらしで病弱な方を対象に、「畳替え」をします。

実施にあたっては、所得制限がありますので、希望される方は問合せてください。

問合せ　福祉課老人福祉係かお近くの民生委員へ。

●私立幼稚園児のいる家庭に補助金を●

区では、私立幼稚園に通う園児の保護者の方に、補助金を差上げています。

3歳児も対象になります

今回は、昭和五十六年度下半期分（五十六年十月から五十七年三月までの六か月分）の申請を受付けます。

また、今回から三歳児も対象となります。

三歳児については、上半期の受付をしていませんので、今回、上・下半期分（五十六年四月から五十七年三月までの十二か月分）の申請を受付けます。

対象となるひと

区内に住み、三歳、四歳、五歳のお子さんを私立幼稚園に通園させている保護者

補助金（月額）

・三歳児（昭和五十二年四月二日～五十三年四月一日生れ）七百円
・四歳児（昭和五十一年四月二日～五十二年四月一日生れ）二千二百円
・五歳児（昭和五十年四月二日～五十一年四月一日生れ）二千二百円

申請期間　二月一日(月)から二十七日(土)まで

申請先・問合先　総務課総務係

千代田区のおしらせ 600号

「区のおしらせ」は、区政に関するさまざまな情報や出来事を区民のみなさんにお知らせし、区民と区政とを結ぶコミュニケーションの一つの手段として、大切な役割を果たしてきています。

「区のおしらせ」の六百号を契機として、今後も、なお一層内容の充実に努めていきます。

より親しまれる広報紙をめざし 区政モニターの方々に聞く

区では、昨年十一月〝広報・広聴活動について〟の区政モニターアンケートを実施しました。

そこで、そのアンケートの中から、「区のおしらせ」に関する内容を中心に、その結果をご紹介します。

なお、アンケート調査の実施にあたって、現在活動している第七期区政モニターの方をはじめ、第一期から第六期までの区政モニター経験者のみなさんにもご協力をいただきました。

どうも、ありがとうございました。

あなたの知っている広報・広聴活動は

区がどのような考えで区政を行い、そしてこれから何を行おうとしているのかを区民のみなさんにお知らせするとともに、区政に対するみなさんの要望や提案などを聴き、それを区政に反映させていくために、区では、さまざまな広報・広聴活動を行っています。

そこで、区が具体的に行っている広報・広聴活動について、どの程度知っているかを聞いてみました。

＊

結果は、「区のおしらせ」が九十五・四％と一番知られており、続いて「ハイ！区長です」「区政懇談会」「区民相談」などとなっています。（図1）

図1 広報・広聴活動の周知度

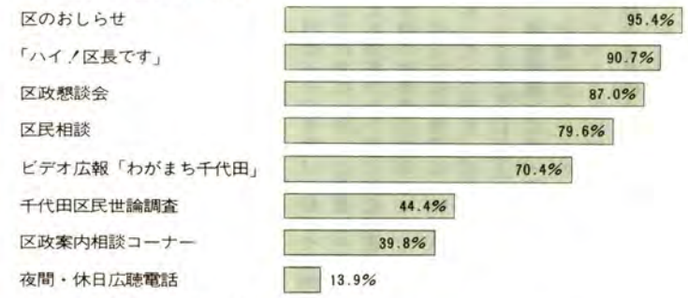

「区のおしらせ」をどの程度読んでいますか

区政のありのままの姿をお知らせする広報活動の中心となるものは、「区のおしらせ」です。

「区のおしらせ」は、毎月五日と二十日の二回発行し、各町会の協力を得て各家庭にお配りしています。

また、より多くのひとに読んでもらうために、銀行や信用金庫、公衆浴場などにも「区のおしらせ」を置いています。

アンケートでは、「区のおしらせ」をどの程度読んでいるのかを調べてみました。

＊

図2にあらわれているとおり、「毎号かかさずくわしく読んでいる」が六十三・〇％、「必要なところ、興味あるところだけ読んでいる」が二十九・六％、「見出しに目を通す程度に読んでいる」が二・八％となっており、程度の差こそあれ、ほとんどのひとが「読んでいる」と答えています。

図2「区のおしらせ」の〝閲読率〟は!?

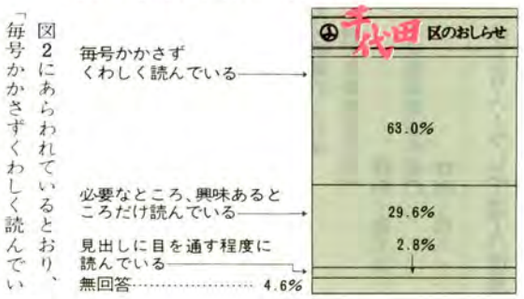

「区のおしらせ」の内容で充実させてほしいものは

「区のおしらせ」では、現在行っている施策や、今後行おうとしている施策をはじめ、各種の行事、講座・講習会、あるいは、保健所だよりなど、みなさんにとって身近な情報をお知らせしています。

そこで、今後充実してほしい内容について聞いてみました。

＊

結果は、「区がこれから進めていこうと計画している仕事やその内容」が五十二・八％と一番多く、「区の行事や催しもの」「新しくできた制度や事務手続きの紹介」「区が現在行っている仕事の内容や進みぐあい」と続いています。（図3）

図3「区のおしらせ」の内容で、充実させてほしいもの

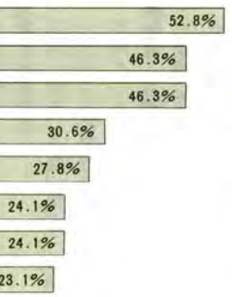

広報・広聴活動について

つぎに、広報・広聴活動についての意見や考えなどを聞いたところ、さまざまな声が寄せられました。

そこで、「区のおしらせ」に関するものと、広報・広聴活動全般に関するもののうち主なものを紹介いたします。

●「区のおしらせ」に関して

・「区のおしらせ」は、大変分かりやすく読みやすい。今後もなお一層内容を充実させてほしい。（四件）

・区民の意見を聴き、それを「区のおしらせ」に掲載してほしい。また、それらの意見が区政にどのように生かされたかも知らせてほしい。（三件）

・講座や講習会など申込み期限や人数に制限のあるものについてのお知らせは、分かりやすく、また、早めに掲載してほしい。（二件）

・道路の環境整備を呼びかける記事を掲載してほしい。（二件）

・商品の知識や消費生活の情報をできるだけ多く掲載してほしい。

・紙面に余裕があるときには、町名の由来や区の名所・旧跡を掲載してはどうか。

・「区のおしらせ」の用紙が良すぎるので、もう少し紙質を落してもよいのではないか。そうすれば、経費のむだも省けると思うが。

●広報・広聴活動全般に関して

・区の広報・広聴活動は、大変活発に行われていると思う。今後もなお一層活発に行ってほしい。（八件）

・住民の意見や要望を聴くことは大変良いことだと思う。また、聴いた意見や要望は、区政に十分反映させてほしい。（五件）

・区政懇談会で出された意見も大切であるが、窓口に寄せられている意見や要望も大切なのではないか。

・人間が人間であることを忘れている現代、その回復のためのパイプ役を果たすのが、広報・広聴活動なのではないかと思う。

・今後も広報・広聴活動にできるだけ協力していきたいと思う。

・広報・広聴活動に対する協力を町会などにも呼びかけていきたい。

「区のおしらせ」六百号に寄せて

千代田区長 加藤 清政

私は、区民のための区政を行っていくうえで、最も重要なことは、区民との信頼関係であると考えています。

この信頼関係をより緊密にしていくために、広報・広聴活動の役割は大きいものがあります。

ツーウエイコミュニケーションと言われている広報・広聴活動は、人間に例えれば〝口と耳〟であるといえましょう。

区政を進めていくうえで大切なことは、区民のみなさんに、区政について関心を深めていただくことです。

そのためには、区が直面している問題を、常にみなさんにお知らせするとともに、みなさんの声に耳を傾けていくことが重要だと私は考えています。

この意味からも、「区のおしらせ」が、六百号を迎えた機に寄せられた区政モニターの方々の貴重なご意見を参考にしつつ、さらに広報・広聴活動の一層の充実をはかってまいりたいと思います。

「区のおしらせ」についてのご意見、ご感想などがありましたら、広報課までお寄せください。

区政をふりかえって

「区のおしらせ」の五百号から本号までの間に、「区のおしらせ」で報じられた主なできごとをふりかえってみると……。

区政のあゆみ

52年11月 11月20日号が創刊500号
53年5月 こどもの日に朝湯実施
6月 千代田区長期総合計画基本構想を策定
7月 練成中学校新校舎落成
9月 区立施設巡回バスがスタート
10月 第1回産業展開催
54年1月 千鳥ヶ淵ガーデン・ロードが完成
2月 起震車「ししん号」出動開始
3月 和泉公園が完成
4月 区長に遠山景光氏就任
7月 鎌倉臨海学園開校50周年記念式
55年1月 千代田区長期総合計画基本計画を策定
2月 第1回消費生活展開催
3月 福祉作業所の業務が都から区に移管
3月 「千代田区教育百年史」刊行
4月 ビデオ広報「わがまち千代田」放映開始
9月 区営九段住宅、九段社会教育会館落成
10月 千代田区民作品展開催
11月 千代田区文化財展開催
12月 四番町に、区営住宅・児童館・保育園・区民集会室が落成
12月 遠山景光区長急逝、初の名誉区民となる
56年1月 住宅資金融資あっせん制度がスタート
1月 故遠山景光区長の「千代田区葬」が行われる
2月 区長に加藤清政氏就任
2月 「千代田区高齢者事業団」が発足
3月 産業会館が落成、それを記念した商工展開催
4月 防災行政無線開局
5月 心身障害者のための療浴サービスを開始
5月 精神衛生相談室を開設
10月 都知事と都心4区長との懇談会
10月 千桜小学校創立100周年
10月 「国際障害者年〟記念行事「映画と講演の午後」と「手づくり作品展」を開催
10月 台風二十四号の被害で災害救助法初の適用
11月 神田保健所庁舎改築のため仮庁舎に移転
12月 皇太子、同妃両殿下をお迎えして番町小学校創立110周年記念式典

おしらせ

保健所だより

■呼吸器系検診
とき 毎月第1、第3月曜日、午前9時～10時30分
ところ 麹町保健所
対象 せきやたん症状の続くひとやタバコを多く吸うひと
検査内容 肺機能、エックス線、血圧測定、尿検査など
申込み 麹町保健所☎212－7814

■子宮がん検診
とき 2月15日(月)午後1時
ところ 東京都がん検診センター
対象 区内に住む30歳以上の女性20名（先着順）
申込み 麹町保健所☎212－7814

■精神衛生相談（予約制）
家庭や職場内での精神上の悩みに、専門医が相談に応じます。
とき 2月25日(木)、3月25日(木)、午後1時30分～3時
ところ 麹町保健所
申込み 麹町保健所☎212－7814

■食生活展
とき 2月2日(火)、3日(水)、正午～午後4時
ところ 区立産業会館
内容
・展示（職場の給食や病人食など）
・コーナー（栄養相談、塩分測定、食品衛生相談など）
・講演会（2日「おいしい給食にするための大量調理の考え方」3日「インスタント食品等の欠点とそのおきない方」）いずれも午後2時30分～4時
問合せ 神田保健所☎291－3641

■栄養相談
とき 2月12日(金)、26日(金)、午後1時30分～4時
ところ 神田保健所
対象 食事療法を必要とする区内在住・在勤者5名（先着順）
申込み 神田保健所☎291－3641

■胃の集団検診
とき 2月15日(月)午前9時～10時
ところ 東京都がん検診センター
対象 35歳以上の区民26名（先着順）
申込み 神田保健所☎291－3641

児童館だより

■伝承あそび大会 1月23日(土)午後2時から くわしくは児童館へ。

富士見児童館 ☎262－1040
■映画会 1月30日(土)午後3時～4時10分「トンデモネズミ大活躍」

西神田児童館 ☎294－0631
■オトシダマお楽しみ会 1月23日(土)午後2時30分から 大いにみんなであそぼう！

神田児童館 ☎253－6021
■映画会 2月13日(土)午後2時から「トンデモネズミ大活躍」
■凧を作って飛ばす会 2月14日(日)代々木公園 2月6日(土)から凧を製作します。小学生以上30名まで。くわしくは児童館へ。

■リズム体操教室（5日間）
とき 2月17日から3月17日までの毎週水曜日、午後2時～3時30分
ところ 総合体育館主競技場
対象 区内在住の婦人70名
定員 70名
参加費 無料
申込み・問合せ 総合体育館へ。

■個人利用はできません
2月11日(木)の夜の部は、祝日のため団体利用となりますので、全施設とも個人での利用はできません。

総合体育館 ☎256－8444

老人福祉センター ☎265－3981

■節分豆まきと演芸会
とき 2月2日(火)午後1時30分
内容 漫才（今いくよ今くるよ）豆まきをしてくれる区内に住む60歳以上の年男と年女を募集しています。2月1日(月)までにセンターへ申込みを。

■第16回ことぶき学級
テーマ 若さを保つ健康法
とき・内容 2月6日(土)「漢方の知識その1」 9日(火)「漢方の知識その2」 13日(土)「健康法1操体法」 16日(火)「頭の体操」 20日(土)「健康法II太極拳」 23日(火)「若さと老いと成熟と」いずれも午後1時30分～3時30分
対象 60歳以上の区民
申込み センター窓口で受付ます。（一日だけの受講もできます）センターを利用したことのないひとは、電話でも受付けます。

■利用案内
とき 2月20日(土)午後2時からスライドなどによるセンターの事業案内を行いますので、センターを初めて利用される方は、ぜひこの機会にご来館ください。

■映画会 2月21日(日)午後1時30分
上映作品「雪国」（岩下志麻主演）ご家族とごいっしょにどうぞ。

納期のおしらせ
特別区民税・都民税第4期分
納期限は**2月1日(月)**です。

青果物消費者サービスデー
2月4日(木)・18日(木)
青いノボリの八百屋さんで

豚肉の消費者サービスデー
2月12日(金)
黄色のノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー
2月10日(水)・24日(水)
濃紺のノボリの魚屋さんで

千代田区ビデオ広報
わがまち千代田
第22号（1月号）放映中
主な内容
- 新春訪問
- 人権作文で総理大臣賞
- 区内新春スケッチ
- 新年交歓会開かる

お子さんについての心配ごとは
教育相談 ☎256－8140
お気軽に、ご利用を。
（秘密は固く守ります）
千代田区立教育研究所教育相談室（内神田2－1－8）
※事前に電話で申込みを。

寄付
社会福祉事業資金として
金3万円
末広友和会殿

野外こども会

■2月の野外こども会
2日(火)＝錦華公園 3日(水)＝佐久間公園 4日(木)＝心法寺(児)・平河天神(児) 5日(金)＝神田児童公園 8日(月)＝東郷元帥記念公園 9日(火)＝芳林公園 10日(水)＝西神田公園 15日(月)＝北の丸公園皇宮警察寮庭・築土神社 16日(火)＝龍閑(児)・富士見出張所ピロティー 17日(水)＝錦華公園 18日(木)＝神田児童公園 19日(金)＝西神田公園 22日(月)＝佐久間公園 23日(火)＝芳林公園 24日(水)＝東郷元帥記念公園 25日(木)＝北の丸公園皇宮警察寮庭・岩本町二丁目(児)
時間は、いずれも午後2時から3時まで。内容はマラソン大会、ドッヂボール。
なお、雨天、強風の場合は中止。

ごあんない

■「建築物の防災」をテーマに 建築技術者講習会
川治プリンスホテル災害を契機に、建築物の防災対策が見直されています。
そこで今回は、消防査察からみた建築物の防災をテーマに、第20回建築技術者講習会を開催します。
とき 2月3日(水) 午後1時から4時30分まで
ところ 区役所10階会議室
テーマ 「消防査察からみた建築物の防災について」
講師 東京消防庁予防部査察課長 廣田浩雄氏
受講料 無料
申込み・問合せ ハガキに郵便番号、住所、会社名、電話番号、参加人数、参加代表者氏名および所属を記入して、区役所建築課へ。

■婦人のための講演会 ―女性の社会参加を考える
『女性の時代』であると、最近、よく言われています。
しかし、日常生活のなかでの女性の地位や立場が改善されたとしても、社会全体からみたとき、はたしてそう言えるでしょうか。
「職業をもつこと」が、すなわち「社会参加」ではないはずです。
今回は、より人間らしく、しかも生き生きとした〝女性像〟とは何かについて考えてみましょう。
とき 2月16日(火) 午後1時30分から
ところ 九段社会教育会館（九段南一－五－十☎234－二八四一）
テーマ 「社会参加をめざす女性のあり方」
講師 評論家 吉武輝子氏
対象 区内在住・在勤の婦人
定員 百名
申込み・問合せ 電話で社会教育課文化係へ。

■箱根・湯河原千代田荘 2月の利用できない日
箱根・湯河原千代田荘の2月の利用できない日は、つぎのとおり。
箱根千代田荘＝10日(水)、24日(水)、25日(木)、26日(金)
湯河原千代田荘＝3日(水)、4日(木)、5日(金)、17日(水)
問合せ 区民課区民係

国民年金

■二十歳になったら加入しよう
成人となられたみなさん、おめでとうございます。
二十歳になると、みなさんに成人としての多くの権利と義務が生まれます。国民年金への加入もそのうちの一つです。
国民年金は、農林、漁業、商工業、サービス業などの自営業者とその家族、または、従業員5人未満の職場で働くひととその家族のために、国が行っているものです。
これは、働いているときに保険料を納め、老後の生活設計の準備をし、また、万一のときに備える（障害年金や母子年金など）ためのものです。
なお、厚生年金や共済組合に加入しているひとは、除かれますが、大学生やサラリーマンの奥さんなどは、希望すれば国民年金に加入できます。
二十歳になったあなたもぜひ、国民年金に加入しましょう。
問合せ 国民年金課加入給付係

外国人のみなさんも 国民年金に加入しましょう
1月1日から外国人の方も国民年金に加入できるようになりました。
加入できるひとは……日本国内に住む20歳から59歳までのひとで現在、厚生年金などの被用者年金制度に加入していないひと
年金を受けるには……国民年金と厚生年金などの保険料を納めた期間が合計して25年以上あること
保険料……3月まで月額四千五百円、4月からは五千二百二十円
手続き・問合せ 国民年金課へ。

みんなでスポーツを

■スキー講習会（山形県蔵王）
とき 3月11日(木)～14日(日)（11日午後11時区役所前出発）
ところ 山形県蔵王温泉スキー場
参加資格 区内在住・在勤者
募集人員 100名（先着順）
参加費 2万9千500円
申込み・問合せ 在住者は2月2日(火)、在勤者は2月5日(金)から、参加費全額を添えて直接、社会教育課体育係へ。

2月の休日診療当番医（内科 小児科）

診療時間：午前9時～午後10時 ㊐印は午後5時まで ㊜印は午後5時～10時

7日	東京警察病院	☎263-1371	富士見2－10－41
	加賀小児科医院	☎291-9951	神田神保町1－35
11日	福田医院	☎261-8727	五番町6
	㊐西神田診療所	☎262-5362	西神田2－3－2
	㊜同和病院	☎251-2141	神田淡路町2－8
14日	大森胃腸科	☎234-6226	隼町2－15
	㊐松本小児科医院	☎292-8806	猿楽町2－6－6
	㊜同和病院	☎251-2141	神田淡路町2－8
21日	飯田橋診療所	☎230-1800	飯田橋3－9－6
	㊐中沢医院	☎251-2683	外神田3－10－8
	㊜同和医院	☎251-2141	神田淡路町2－8
28日	船津診療所	☎263-3569	麹町4－5 第7麹町ビル6階
	遠藤医院	☎295-1013	神田錦町1－8

夜間・休日の急病は 消防庁テレホンサービス ☎212-2323
東京都衛生局夜間・休日案内所
夜間（午後5時～翌朝9時）☎216-4828
休日（午前9時～午後5時）☎216-4820

共に考えよう身近なくらし

第3回 千代田区消費生活展

2月5日・6日 産業会館で

消費生活展は、区内消費者グループ・婦人団体などが中心となって、毎日の生活の中で抱くさまざまな問題や疑問を、調査、学習し、パネルや実物で展示・発表するものです。そして、身近なくらしについてみなさんとともに考え、かしこい消費者となることを目的にしています。

お誘合せのうえ、ご来場ください。

とき 二月五日(金)、六日(土)、午前十時から午後四時まで

ところ 区立産業会館（神田錦町三－二十一☎233－一四六一）

展示内容

●**食品添加物**…ねり製品とつけものに含まれる食品添加物について、パネル展示と添加物がわかる簡単なテストを行います。また、無添加のカマボコ類やつけものの試食も行います。

●**千代田区の物価**…千代田区の物価を調査し、これと過去二年間に調査したものと比較したものを展示します。

●**こどものからだと食品**…おやつを考える－スナック食品がこどもの健康にどのような影響を与えるか、おやつとこどもの健康について学習したものをパネル展示します。

●**消エネと節電**…具体的な節電の方法について、パネル展示し、省エネについて学びます。

●**薬を考える**…パネル展示を中心に、薬について学びます。

●**お米のコーナー**…お米と栄養についての食事の献立をモデル展示します。また、アンケートを行い、その回答者にお米七百グラムとおしゃもじを差上げます。さらに、クイズの正解者には抽せんでお米三キロを差上げます。

●**商品テストコーナー**…食品添加物の見分け方など、簡単なテストを行います。（五日・六日とも午前十一時から）

●**こども商品テスト教室**…ジュースなどの着色料について簡単なテストを行います。（六日の午後一時三十分から）

●**電気コーナー**…安全な電気の使用方法についてパネル展示を行います。また、アイロン、コタツ、ドライヤーなどの無料修理も行います。

●**ガスコーナー**…ガスの安全使用および省エネについてのパネル展示と、都市ガス警報器の実験を行います。また、ガス省エネクイズの参加者に粗品を差上げるほか、ゴムキャップなども無料で配ります。

●**水道コーナー**…節水についてのパネル展示と水道相談を行います。

●**映写コーナー**…上映作品＝「薬を考える」　上映時間＝五日は午後一時三十分からと午後三時三十分から、六日は午後三時からこのほか、つぎのような展示、コーナーを開催します。

●**安全な化粧品**

●**家計簿コーナー**

●**手作り食品の見直し**

●**楽しいリフォーム**

●**消費者相談コーナー**

●**計量コーナー**

問合せ　商工課消費経済係

地区別懇談会

2月8日から各出張所で

区の主催で、毎年、各出張所地区ごとに行っている「地区別懇談会」が、ことしも二月八日から十九日にかけて、各区民会館を会場として開催されます。

この「地区別懇談会」は、地域のみなさんの身近な問題の中からテーマを取上げ、講師の方からの説明やお話しの後、出席されたみなさんが意見を述べたり、話合いをしながら、テーマについて考えていきます。

そして、そこで出されたいろいろな意見や要望は、今後の区政への参考にさせていただきます。

各地区の日程は、下の表のとおりです。

どなたでも自由に参加できますので、みなさんお誘合せのうえ、ふるってご参加ください。

なお、地区別懇談会についての問合せは、各出張所へどうぞ。

地区	テーマ	月日	時間	会場	問合せ
番町出張所地区	かしこい生活を考える	2月12日(金)	午後2時～4時	番町区民会館	263－3831
富士見出張所地区	こどもと地域社会	2月15日(月)	午後1時30分～3時30分	富士見区民会館	263－3841
神保町出張所地区	地域住民と出張所	2月10日(水)	午後6時30分～8時30分	神保町区民会館	263－0741
神田公園出張所地区	青少年の非行問題について	2月8日(月)	午後6時30分～8時30分	神田公園区民会館	252－7691
万世橋出張所地区	住みよい街づくり	2月19日(金)	午後6時30分～8時30分	万世橋区民会館	251－4691
和泉橋出張所地区	防災を語合う会	2月12日(金)	午後6時30分～8時30分	和泉橋区民会館	253－4931